

米子市観光センター

指定管理者 募集要項

平成17年7月25日

米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、米子市観光センター条例（平成17年米子市条例第165号。以下「センター条例」という。）に基づき設置された米子市観光センターの管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設の概要

(1) 名称	米子市観光センター（以下「センター」という。）
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目1番1号
(3) 構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
(4) 敷地面積	1,805.23平方メートル
(5) 建築面積	1,610.46平方メートル
(6) 開館日	昭和58年4月1日
(7) 主な施設内容	多目的ホール（267平方メートル、舞台装置・音響設備・照明一式）、会議室（84平方メートル）、料理研修室、和室（12.5畳間）、第1展示ホール（150平方メートル）、第2展示ホール（84平方メートル）、観光案内所、バス発着ステーション、喫茶お食事処（テナント）、駐車場（31台収容）等 別添の「米子市観光センター平面図」参照
(8) 施設の現状	センターは、観光客への観光案内、各種研修会、説明会、集会、発表の場、活動の拠点として、多くの市民や皆生温泉利用客に活用されている。また、第2展示ホールは、平成16年11月3日より「素鳳ふるさと館」へ賃借しており、人形展や地元作家の個展等常設展示を行っている。
(9) 施設の運営状況（平成16年度）の概要	ア 利用許可件数 1,973件 イ 利用者数 27,636人 ウ 利用料金収入額 3,402千円

	工 管理運営費（支出額の合計） 7,349千円 別添の「平成16年度米子市観光センター運営状況」参照
--	-------------------------------------------------------

2 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、センターの管理業務の遂行に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア 地方自治法

イ センター条例及び米子市観光センター条例施行規則（平成17年米子市規則第135号）

ウ 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成17年米子市規則第18号。以下「手続条例施行規則」という。）

エ その他管理業務に適用される法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げるセンターの管理業務を行うものとする。

ア センターの施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

(ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃

(イ) 施設等の警備

(ウ) 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、下水道使用料）の支払

イ センターの施設等の利用の許可に関すること。

(ア) 許可申請書の受付及び許可書の交付

(イ) 各種届出書の受付

(ウ) 利用料金の徴収、減額、免除及び還付

(エ) 利用者の応接

ウ センターの利用の促進に関すること。

(ア) 広報活動の実施

(イ) イベント等の誘致

エ センターの設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

オ その他センターの管理業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの

(ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備

(イ) 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置

(ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置

(エ) 事業報告書の作成及び提出

- (イ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
- (ロ) その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、センターの管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、市民、観光客等が広く利用する公の施設としてのセンターの性格を十分認識し、利用者にとっての快適なセンターの環境づくり及びセンターの利用の促進を目指すとともに、センターの施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の利便性の向上に努めること。

また、センターの利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、センターの設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

イ 基本的事項

- (ア) センターの開館時間及び休館日は、原則として、センター条例第4条及び第5条に規定するところによること。ただし、指定管理者は、市長の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (イ) センターの施設等の利用の許可を、センター条例に基づき、公平かつ公正に行うこと。なお、センター条例第7条各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないこと。
- (ロ) センターの管理上支障があると認められる場合（センター条例第10条第2項各号のいずれかに該当する場合に限る。）は、施設等の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。
- (ハ) 利用料金は、指定管理者が、センター条例別表に規定する使用料の金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定め、センターの施設等の利用者から徴収すること。なお、徴収した利用料金は、指定管理者の収入として収受させること。
- (ニ) 指定管理者は、市長が認める場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、市長が定める。
- (ホ) 指定管理者は、市長が認める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。なお、還付の基準は、センター条例第14条に規定するもののほか、市長が定める。
- (ヘ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (ヘ) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（米子市個人情報保護条例（平

成 17 年米子市条例第 23 号) 第 2 条第 2 号に規定する個人情報(以下同じ。)の保護に関し市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- (ケ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、センターの管理業務に従事する職員(以下「職員」という。)を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、センターには、職員のうちから、センターの統括責任者 1 人を定めておくものとする。

- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も、同様とする。

- (ウ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練すること。

- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故(人身事故、施設等の破損事故等をいう。)が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議しなければならない。

- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。

- (カ) 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、センターの施設等及びセンターにあらかじめ備え付けられた備品(市の所有に係るものに限る。)を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、その所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ市に報告しなければならない。

- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。

- (ウ) 指定管理者は、手続条例第 11 条及び手続条例施行規則第 6 条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出すること。

- (エ) 指定管理者は、手続条例施行規則第 7 条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、市長に提出すること。

- (オ) 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託して

はならない。ただし、清掃、警備等、市長が認める一部の業務については、この限りでない。

3 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、利用料金及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定で定める。

4 市と指定管理者との責任の分担

次の表に掲げる事案に係る市と指定管理者との責任の分担は、原則として同表に定めるとおりとする。

事 案		責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
利用者(これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。)への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者が協議して定める。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕(資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。)	市
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		市
利用者に係る損害賠償保険(指定管理者が市の出資団体など一定の条件を満たす場合に限り、指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるもの)への加入		市(なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。)

5 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

6 その他の条件

(1) 指定管理者は、管理業務を開始する日までに、市及び皆生温泉旅館組合(現に当該

- 管理業務の処理を市から委託されている者)から事務引継を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、センターの利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めること。
 - (3) 市は、センターの施設等を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあること。指定管理者は、これに協力すること。
 - (4) 指定管理者は、市の委託により、センターの近隣に所在する皆生海浜公園多目的広場夜間照明施設(都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)第11条に規定する有料公園施設)の使用料収納業務(照明施設利用カードの販売)を無料で行うこと。

7 応募資格等

(1) 応募資格

センターの指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産者で復権を得ないもの

(イ) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定が適用される準禁治産者を含む。)

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(エ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

(2) 複数の法人等による応募

センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意すること。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。

8 応募の方法

センターの指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類(以下「応募書類」という。)を市長に提出すること。

(1) 応募書類の受付期間

平成17年8月1日(月)から同月31日(水)まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵送又は信書便による提出にあっては、平成17年8月31日(水)午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、米子市経済部観光課(所在地等は、第12項参照)とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合にあっては、工からカまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書(別添の様式第1号)

イ 事業計画書(別添の様式第2号)

ウ 収支予算書(別添の様式第3号)

エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則その他これに類するものの写し)

オ 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録

カ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類(別添の様式の「申立書」によること。)

キ グループによる応募の場合にあっては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類(別添の様式の「グループ構成団体一覧表」によること。)

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本7部(そのうち1部は製本をしないもの)を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 現地説明会の開催

センターの施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により現地説明会を開催すること。

ア 日 時 平成17年8月11日(木) 午前10時から

イ 場 所 米子市皆生温泉三丁目1番1号 米子市観光センター2階 会議室

ウ 申込方法 平成17年8月5日(金)までに、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、米子市経済部観光課(電話番号等は、第12項参照)に申し込むこと。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明

示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。

9 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

市長は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

(2) 選定基準等

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、原則として書類審査によるものとする。ただし、必要に応じて、面接等により応募書類の内容について聴取りを行う場合がある。

ア 事業計画書によるセンターの運営が、センターの利用者の平等な利用を確保するものであること。

イ 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、センターの管理業務に係る経費の節減を図るものであること。

ウ 当該応募した法人等が、事業計画書に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(3) 候補者の決定

市長は、候補者を決定した場合は、その結果を応募した法人等のすべてに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、市との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が整ったものを当該候補者に決定する場合がある。

10 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者をセンターの指定管理者とする旨の議案を平成17年12月に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において速やかに行うも

のとする。

11 別添書類の一覧

- (1) 米子市観光センター平面図
- (2) 平成16年度米子市観光センター運営状況
- (3) 指定申請書の様式
- (4) 事業計画書の様式
- (5) 収支予算書の様式
- (6) 申立書の様式
- (7) グループ構成団体一覧表の様式

12 問い合わせ先及び応募書類の提出先

米子市経済部観光課

[所在地] 〒683-8686

鳥取県米子市東町161番地2 米子市総合研修センター内

[電話番号] 0859-23-5211

[ファクシミリ] 0859-23-5598

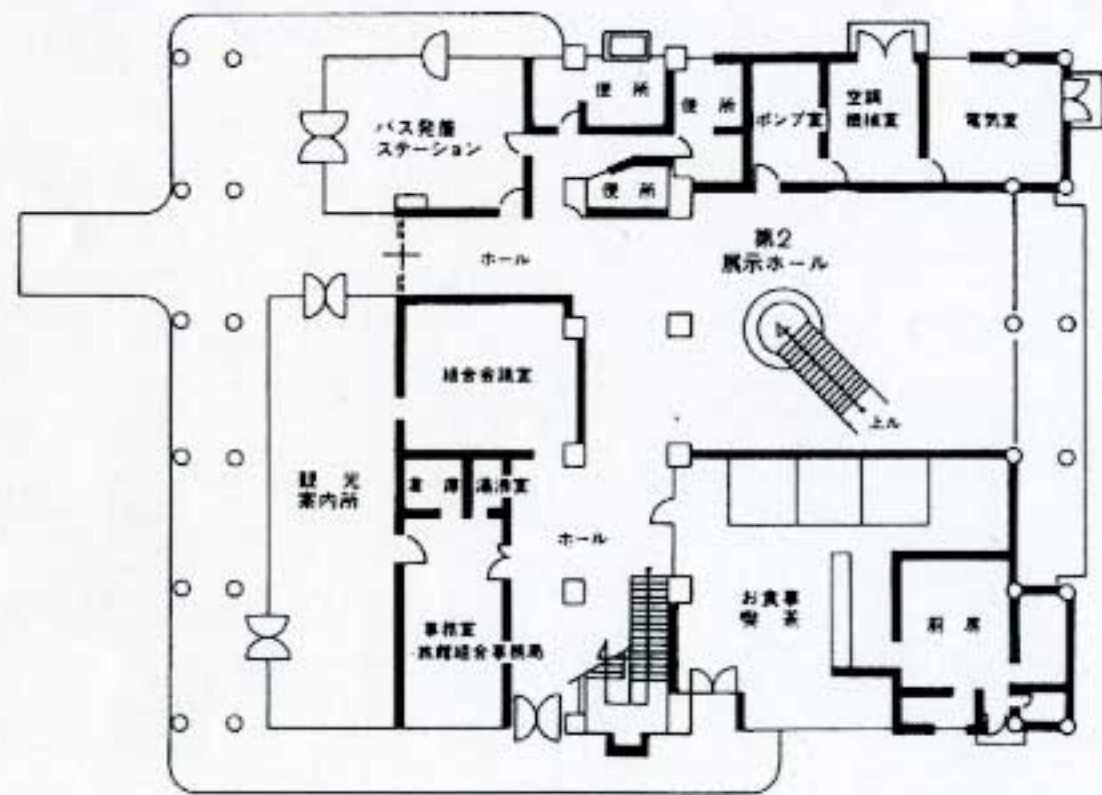
[電子メールアドレス] kanko@yonago-city.jp

13 その他

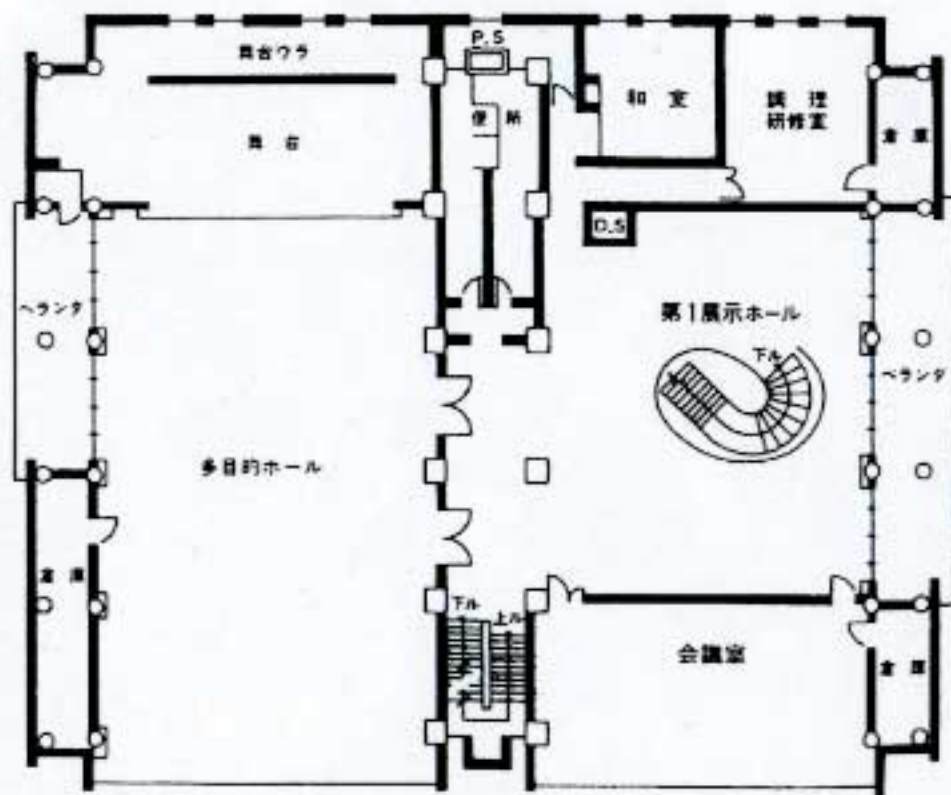
この募集要項及び指定申請書等の様式(PDF版)は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

[ホームページURL] <http://www.yonago-city.jp/section/gyoukaku/>

観光センター平面図



1階



2階

平成16年度米子市観光センター運営状況

1 施設等の利用状況

区 分	利用許可件数(件)	利用者数(人)	利用料金収入額(円)
多目的ホール	810	15,930	2,551,306
会議室	502	4,830	393,112
第二研修室	21	290	5,340
料理研修室	100	1,210	99,474
和室	382	3,020	168,080
第一展示ホール	9	390	11,095
第二展示ホール	149	1,966	174,330
合 計	1,973	27,636	3,402,737

2 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

米子市観光センターの管理業務は、地方自治法に基づく旧管理委託制度及び地方自治法施行令に基づく歳入の収納事務委託制度により、皆生温泉旅館組合に委託して処理した。ただし、次に掲げる業務は、市が直接処理した。

ア 利用料金の減免及び還付の決定に関すること。

イ 利用の許可の決定に関すること。

(2) 職員の配置状況(平成17年3月31日現在)

米子市観光センターに常駐してその管理業務に従事した皆生温泉旅館組合の職員の配置状況は、次のとおりである。

事務局長(1人)—— 事務局次長(1人)—— 事務員(担当)(2人)

3 収入及び支出に係る決算の状況

米子市観光センターの管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科 目	決算額(円)	備 考
市費	7,349,000	委託料
収入額の合計	7,349,000	

(2) 支出の部

科 目	決算額(円)	備 考
施設管理費	7,349,000	
(内訳) 清掃費	1,450,000	
警備費	529,356	
燃料費	96,281	
修繕費	298,607	水銀灯取替等
公共料金等	4,064,917	
その他	678,839	モップ等リース及び雑費
	231,000	展示場カーテン取替
支出額の合計	7,349,000	

(注) 上記の支出額には、管理業務に従事した皆生温泉旅館組合の職員の人件費は含まれていないこと。なお、皆生温泉旅館組合は、自ら当該人件費を負担しつつ、管理業務を行っている。

平成 年 月 日

指定申請書

米子市長 野坂 康夫 様

申請者 名称
所在地
代表者氏名 印
連絡先(電話番号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例(平成17年米子市条例第26号)第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

米子市

添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等の写し)
- 3 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

（市の施設の名称）の管理業務に関する事業計画書

〔施設の管理業務に対する基本方針〕

〔指定管理者の指定を申請した理由〕

〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

〔施設の管理業務に係る職員体制〕

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（1）防犯、防災に対する態勢

（2）その他の緊急事態に対する態勢

〔情報の公開を行うための措置〕

〔個人情報保護するための措置〕

自主事業計画書（ 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

注 指定の期間の各年度について作成すること。

平成 年 月 日

申 立 書

米子市長 野 坂 康 夫 様

名 称
申立者 所 在 地
代表者氏名

印

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産者で復権を得ないもの
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの

グループ構成団体一覧表

グループの名称			
代表となる法人等	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	
他の構成団体	名 称		
	所 在 地		
	代表者氏名		
	連 絡 先	(電話番号)	